

# 山口県海外ビジネス研究会会則

## (名称)

第1条 本研究会は、山口県海外ビジネス研究会（以下「研究会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本研究会は、中小企業が海外展開を行う上で必要となる情報の収集・提供や、他の企業又は産業支援機関その他の関係機関との交流・連携の場の創出を通じて、海外展開による県内中小企業の成長・発展に寄与することを目的とする。

## (活動内容)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 海外展開支援情報の収集・提供
- (2) 海外展開に関する意識啓発と知識習得のための講演会・セミナーの開催
- (3) 海外展開に有益な情報の収集及び共有のための意見交換会・交流会の開催
- (4) その他研究会の目的を達成するために必要な活動

## (会員)

第4条 研究会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する企業、産業支援機関その他の団体等とする。

- 2 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。
- 3 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して退会することができる。
- 4 会費は無料とする。

## (役員)

第5条 研究会に役員として会長、副会長を置く。会長は研究会を主宰し、副会長は会長を補佐する。

- 2 会長には山口県商工労働部新産業振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長には(一財)山口県国際総合センター理事長の職にあるものをもって充てる。

## (事務局)

第6条 研究会の事務局は、山口県商工労働部新産業振興課に置く。

## (その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成26年8月21日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。